

## 日本石鹼洗剤工業会 独禁法コンプライアンス規程

### 第1条（目的）

日本石鹼洗剤工業会（以下「工業会」という）は、工業会における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「独禁法」という）に抵触しないことを前提とし、工業会の活動が独禁法上の疑義を惹起されることなく、日本の石鹼洗剤業界の健全な発展に寄与し続けるために活発に行われることを目的とし、本規程を定める。

### 第2条（禁止行為）

工業会、事務局役職員、会員及び賛助会員は、工業会の活動を通して、独禁法に抵触する行為（第4条1項に定める事項についての議論および意見交換等を含む。）を行ってはならないものとする。

### 第3条（適用範囲）

本規程は、工業会におけるすべての活動に適用される。

### 第4条（会議における話題）

1. 工業会事務局及び会員各社は、工業会における委員会等の会議（総会、正・副会長会、理事会、部会、委員会、連絡会その他工業会における会員及び賛助会員によって構成されるすべての協議機関を含む。以下同じ。）並びに懇親会及びゴルフ会その他名目を問わず会員各社が接触する機会（以下、併せて「会議等」という）において、会合中はもとよりその前後においても、会員各社又は賛助会員各社に関する次の事項についての議論及び意見交換等を行わないものとする。ただし、すでに公表されており、かつ入手が容易な情報を加工せずに開示することについてはこの限りではない。
  - (1) 価格に関する情報（各社の販売価格、購入価格、価格変更、価格構成、価格戦略、値引き率・額及び入札価格等）
  - (2) 生産等に関する情報（生産数量、設備投資、設備廃棄、供給数量及び販売計画等）
  - (3) その他、顧客、販売地域及び市場占拠率等、事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容
2. 会議等の開催にあたっては、工業会事務局はその目的に照らし独禁法上問題となるおそれのあるものでないことを確認し、工業会事務局又は会議進行役は、会議等の開始冒頭に独禁法上問題となる発言等を行うことがないように注意喚起するものとし、参加する会員及び賛助会員も参加にあたり、独禁法上問題がない会合であることを確認し、参加するものとする。

### 第5条（独禁法上問題となるおそれのある話題に及んだ場合の措置）

1. 会議等において、独禁法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、会議議長

または会議進行役は、発言者に当該発言をやめるよう注意するものとする。

2. 前項にもかかわらず、発言者が独禁法上問題となるおそれのある発言をやめない場合には、会議議長または会議進行役は会議等を終了させるものとする。

#### 第6条（統計情報の収集・管理及び提供）

1. 会員各社及び賛助会員各社の統計情報の収集、管理及び提供業務（以下「統計業務」という）は、工業会により指名された事務局役職員のみが行うものとする。
2. 統計業務に携わる事務局役職員は、工業会が会員各社及び賛助会員各社から収集した情報が外部に流出しないよう、厳重な情報管理を行うものとする。

#### 第7条（統計情報の内容）

工業会が、会員会社及び賛助会員会社に対して、競争の重要な手段に係る統計情報を提供する場合には、独禁法の問題を惹起することのないよう、以下の情報に限り提供するものとする。

- (1) 情報の算出・収集から1ヶ月以内に提供する速報性の高い情報については、具体的な個社情報の特定及び抽出が困難となる程度に概括化、集合化又は平均化した情報のみを提供する。
- (2) 個社情報を含む情報については、12ヶ月を経過した過去の情報のみを提供するものとし、現在の情報又は将来の予測情報は提供しないものとする。
- (3) 前二号にかかわらず、会員が一般に公開した情報で容易に収集できるものについては、工業会が情報を収集し、会員各社及び賛助会員各社に提供することができる。

#### 第8条（本規程の取扱い）

1. 工業会は、本規程を工業会ホームページに掲載して公開し、会員会社及び賛助会員会社に対して周知徹底を図るものとする。
2. 本規程の改廃は、総会決議によるものとする。

本規程は、2016年5月20日より施行する。